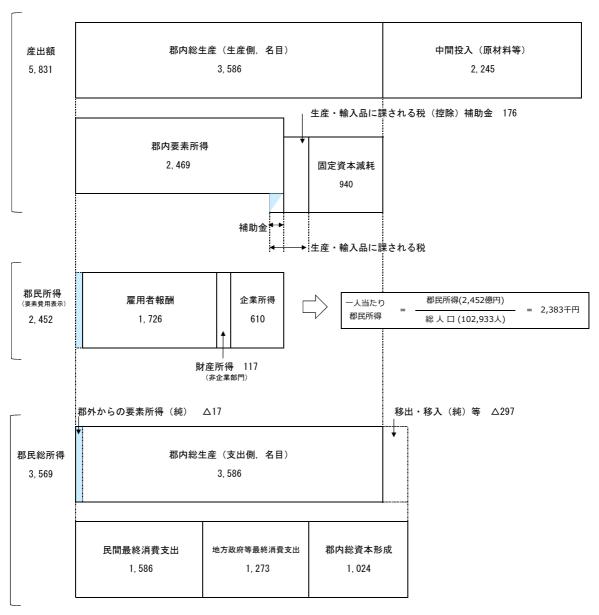
# 第3章 郡民所得推計の概念

- 第1 大島郡民所得推計の概念相互関連図
- 第2 大島郡民所得推計の概念
- 第3 主要系列表について

(参考) 大島郡民所得推計報告書一覧表

## 第1 大島郡民所得推計の概念相互関連図(令和3年度)

(単位:億円)



<sup>※</sup> 四捨五入により、合計等は必ずしも一致しない。

```
(参考) 奄美群島の経済, 人口の規模(県に占めるシェア)

経済規模 郡内総生産(名目) ( 3,586億円) ≒ 6.1 %
(令和3年度) 県内総生産(名目) (5兆9,215億円)

人口 郡総人口 ( 102,933人) ≒ 6.5 %
県内人口 ( 1,576,391人)
( 郡総人口:県統計課(県人口移動調査)(令和3年10月1日現在),県内人口:10月1日現在推計人口(総務省))
```

## 第2 大島郡民所得推計の概念

## 1 大島郡民所得推計とは

大島郡民所得推計は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みに基づき、奄美群島(1市9町2村)という行政区域を単位として1年間(会計年度)の経済活動の結果を推計するものです。

奄美群島内の経済活動によって1年間に生み出された付加価値を,生産,分配,支出の三つの側面から把握することにより奄美群島経済の規模,産業構造,循環等を明らかにし,経済の分析や諸施策の企画立案等に利用されています。

## 2 基本的な用語

## (1) 経済成長率

1年間(会計年度)の経済活動規模が前年度に比べてどれだけ増えたかを示すもので、 最もよく利用される経済指標の一つです。

### (2) 一人当たり郡民所得

郡民所得(雇用者報酬,財産所得(非企業部門),企業所得の合計値)を,その年の10月1日現在の奄美群島の総人口(国勢調査,国勢調査年以外は県毎月推計人口)で割ったものです。個人の収入や給与水準を表すものではなく,企業の利潤等も含んだ郡民経済全体の所得水準を表す指標です。

## (3) 名目と実質とデフレーター

経済成長率には「名目」と「実質」があります。

「**名目**」 その年度の実際に市場で取引されている価格に基づいて推計された値です。

「実質」 特定の年の物価を基準として、価格上昇や下落などの価格変動分を取り除いたも ので、異なる年度間の比較をする際に適切な指標です。

## 「デフレーター」

この名目値と実質値の間の価格変動分を調整する指標を,「デフレーター」といいます。

## (4) 「郡内ベース」と「郡民ベース」

付加価値を把握する場合に、「郡内ベース(属地主義)」と「郡民ベース(属人主義)」の 2つの考え方があります。大島郡民所得推計では、郡内総生産は「郡内ベース」で、郡民 所得は「郡民ベース」で把握されます。

郡内ベース(属地主義)	大島郡という行政区域内(「郡内」)での生産活動によって生み出された付加価値を、生産に携わった者の居住地に関わりなく把握するものです。
郡民ベース	郡内に居住する者が生産活動によって生み出した付加価値を、就
(属人主義)	業地に関わりなく把握するものです。

## (5) 市場価格表示と要素費用表示

付加価値額を表す場合に、「市場価格表示」と「要素費用表示」の2つの方法があります。

市場価格表示	市場で取引される価格で表示する方法(間接税等を含んだもの)
	生産のために必要とされる生産要素(労働、資本、土地)の提供
要素費用表示	者に対して分配された費用(賃金,利潤など)で表示する方法(間
	接税等を除いたもの)

### (6) 総(グロス)と純(ネット)

建物、機械設備などの固定資産は、生産過程において、利用による摩耗や年月の経過による老朽等によりその価値が減少します。こうした資産価値の減少分を固定資本減耗といいます。この固定資本減耗を含んだ郡内生産額を「郡内総生産」、含まないものを「郡内純生産」といいます。

## (7) 制度部門別分類

制度単位は、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④対家計民間非営利団体、⑤ 家計(個人企業を含む)の5つに区分される。

## ① 非金融法人企業

非金融法人企業は、全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業、準法人 企業及び非営利団体からなる。

法人企業としては、営利社団法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)、特殊法人等の一部が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを供給する医療機関(医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む。)や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、ほか経済団体が含まれる。

非金融法人企業は,政府による所有・支配の有無に応じて,民間企業か公的企業に分かれる。

## ② 金融機関

金融機関は、全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業に加え、非金融法人企業の場合と同様、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。また、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

### ③ 一般政府

一般政府には、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障 基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的 部門に属する機関からなり、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利 団体も含まれる。

中央政府には,国の一般会計のほか,特別会計の一部,独立行政法人等の一部が含まれる。地方政府には,地方公共団体の普通会計のほか,公営事業会計の一部,地方独立行政

法人の一部が含まれる。社会保障基金は、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計(保 険事業特別会計)のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち、医療、介護事業、公務員 年金を運営する共済組合等が含まれる。

なお、中央政府(国)の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金(以下「全国社会保障基金」という。)の事務所等は、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としての中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの地域にも属さない擬制的な地域(以下「準地域」という。)に所在するものとする。地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金(以下「地方社会保障基金」という。)は、その地域に存在するものとする。

また、中央政府等の扱い変更により、地域区分の名称を次の様に使い分ける。地理的な区分は、「郡内・郡外」とし、制度単位による概念的な区分は「域内・域外」とする。ここで「域内」とは、大島郡の制度部門が所在するとする概念上の地域であり、「域外」とは郡外の制度部門及び中央政府等が所在するとする概念上の地域である。「域外」のうち地理的には存在しない地域(準地域)に中央政府等を位置付ける。

## 4 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に 対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具 体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

対家計民間非営利団体は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは事実上困難であり、こうした制約を踏まえて、JSNAに準じ、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人又は法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

## ⑤ 家計

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業 (非法人企業) も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所 有者(持ち家)分も含まれ、不動産業(住宅賃貸業)を営むものとして記録される。

## 第3 主要系列表について

主要系列表は、経済活動別郡内総生産、郡民所得、郡内総生産(支出側)からなる。

## 1 経済活動別郡内総生産

経済活動別郡内総生産は、一定期間内に郡内の生産活動によって、新たに創造された 付加価値の額を経済活動別に示す。

実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせることにより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採る。

なお,経済活動別郡内総生産の実質値は,産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し,産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

また,デフレーターは,名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

## <表章形式>

## 経済活動別郡内総生産(名目、実質、デフレーター)

		項	目	
1	農林水産業			
(1	1) 農業			
(2	2) 林業			
(3	3) 水産業			
2	鉱業			
3	製造業			
4		水道・廃棄物処理	!業	
5	建設業			
6	卸売・小売業			
7	運輸・郵便業			
8	宿泊・飲食サ	ービス業		
9	情報通信業			
10	金融・保険業			
11	不動産業	// NV =/-   .	s alle	
12		術,業務支援サー	・ビス業	
13	公務			
14	教育	A -1- 11/		
15	保健衛生・社			
16	その他のサー		11.10.10.11.15.10	
17	* H1 (		1+12+13+14+15+16)	
18	輸入品に課さ		L T.Y.	
19		本形成に係る消費	7 7 元	
20	県内総生産(			7.级汶江勃则八叛公

- (注) 1 以上で示した分類は2015年(平成27年)基準における経済活動別分類である。
  - 2 実質では、21に開差 {20-(17+18-19)} を表章する。

## (1) 郡内総生産

郡内総生産(粗付加価値)は、産出額から中間投入を控除したものであり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金からなる。

なお、金融業の産出額は、間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) を含むものとして記録することとしている。

## (2) 輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなる。JSNAに準じ、経済活動別には配分しない。

## (3) 総資本形成に係る消費税

財貨・サービスの出荷額、産出額は、消費税等の生産に課される税を含む生産者価格で記録し、これをベースに推計した総資本形成には、消費税が含まれているという意味で「グロス」ベースで記録する。一方で、税法上、課税事業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる(仕入税額控除)。総資本形成(総固定資本形成、在庫変動)については、この控除分を「総資本形成に係る消費税」として除いた金額を記録する(修正グロス方式)。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため、一括して控除処理を行っている。

## 2 郡民所得及び県民可処分所得の分配

郡民所得は、居住者が一定期間に携わった生産活動によって得た純付加価値額及び財 産所得(第1次所得)を制度部門別に分配し、記録する。

財産所得は、非企業部門については、受取及び支払が記録される。企業部門について は,所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受取(純)(=受取-支払)を加 えた企業所得が示される。

以上の財産所得と企業所得に雇用者報酬を加えた合計額が要素費用表示の郡民所得で ある。

郡民所		
	項目	
	<b>雇用者報酬</b>	
	賃金・俸給	
(2)	雇主の社会負担	
	a 雇主の現実社会負担	
	b 雇主の帰属社会負担	
2 貝	財産所得(非企業部門)	
	a 受取	
(.)	b 支払	
(1)	一般政府(地方政府等)	
	a 受取	
(0)	b 支払	
(2)		
()	① 利子	
	a 受取	
	b 支払(消費者負債利子)	
	② 配当(受取)	
	③ その他の投資所得(受取)	
	④ 賃貸料(受取)	
(3)		
	a 受取	
3 1	b 支払 公業所得	
3 1 (1)	企業所得	
(1)		
	a 非金融法人企業 b 金融機関	
(2)	公的企業	
(4)	11. A =1.71. 1 A 31/4	
	a	
(3)	D 金融機関 個人企業	
(3)	HI LL L-Fe MG	
	a 農杯水産業 b その他の産業(非農林水産・非金融)	
	[mbs 7], prins	
4 君	c - 持ち冢 郡民所得(要素費用表示)(1+2+3)	

- (注) 1 企業所得は、営業余剰・混合所得に財産所得の受取を加え、財産所得の支払を 控除したもの。
  - 3 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

## (1) 郡民所得(要素費用表示)

「郡民所得(要素費用表示)」とは「要素費用表示の郡民純所得」の意味であり、 要素所得(=郡内ベースの雇用者報酬+営業余剰・混合所得)+域外からの要素所得 の受取(純)と等しくなる。

## ア 財産所得(非企業部門)

「財産所得(非企業部門)」では、地方政府等、家計、対家計民間非営利団体の制度部門の財産所得を表章する。

## イ 企業所得

「企業所得」は、営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち財産所得の受取(純)を加えたものを、民間法人企業、公的企業、個人企業の3部門別に記録する。

## 3 郡内総生産(支出側)

郡内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。

次の表では、JSNAに準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出(入)が、種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出(入)とともに示される。

実質値は, 生産側と同じく, 連鎖方式による。

## <表章形式>

県内総生産(支出側) (名目, 実質, デフレーター)

頁

- 1 民間最終消費支出
- (1) 家計最終消費支出
  - a 食料・非アルコール
  - b アルコール飲料・たばこ
  - c 被服·履物
  - d 住宅・電気・ガス・水道
  - e 家具・家庭用機器・家事サービス
  - f 保健·医療
  - g 交通
  - h 情報·通信
  - i 娯楽・スポーツ・文化
  - i 教育サービス
  - k 外食・宿泊サービス
  - 1 保険・金融サービス
  - m 個別ケア・社会保護・その他
  - (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出
- 2 地方政府等最終消費支出
- 3 県内総資本形成
  - (1) 総固定資本形成
    - a 民間
      - (a) 住宅
      - (b) 企業設備
    - b 公的
      - (a) 住宅
      - (b) 企業設備
      - (c) 一般政府(中央政府等·地方政府等)
  - (2) 在庫変動
    - a 民間企業
    - b 公的(公的企業·一般政府)
- 4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合
- 5 郡内総生産(支出側)(1+2+3+4)

(参考) 域外からの要素所得(純)

郡民総所得(市場価格表示)

- (注) 1 実質では、4は開差を含め、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差」と表章し、(再掲)及び(参考)は表章しない。
  - 2 「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金である。

3 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

## (1) 民間最終消費支出

「民間最終消費支出」は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出 の合計である。

### ア 家計最終消費支出

「家計最終消費支出」は、居住者である家計(個人企業を除く)の消費財及びサービスに対する支出である。居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に、最終消費支出として記録する(持ち家の帰属家賃)。

## イ 対家計民間非営利団体最終消費支出

「対家計民間非営利団体最終消費支出」は、対家計民間非営利団体の産出額(中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から財貨・サービスの販売と自己勘定による総固定資本形成(研究・開発)を控除したものである。

## (2) 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額(中間投入+雇用者報酬+固定資産減耗+生産・輸入品に課される税)から、他部門に販売した額(財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料)と自己勘定による総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたものに、現物社会移転(市場産出の購入)(社会保障による医療費・介護費の給付等)を加えたものを「地方政府等最終消費支出」として記録する。

## (3) 郡内総資本形成

法人企業,一般政府,対家計民間非営利団体,家計(個人企業を含む。)の支出 (購入及び自己生産物の使用)のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないもの であり,総固定資本形成と在庫変動からなる。

## ア 総固定資本形成

「総固定資本形成」は、有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源(種畜、乳牛、果樹等)、⑤知的財産生産物(研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等)を含む。なお、「防衛装備品」については、基礎データの制約等から県別には実際の計測は困難であるため推計しない。

## イ 在庫変動

在庫変動は、企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚

卸資産のある一定期間における数量の変動を、その期間の市場価格で評価したもの である。

## (4) 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合

## 財貨・サービスの移出入(純)

財貨・サービスの海外及び域外との取引と直接購入から構成される。このうち 直接購入とは、居住者(非居住者)による域外(内)での直接購入(域外での消 費)である。

## 統計上の不突合

郡内総生産(支出側)と郡内総生産(生産側)は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。 この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章する。

## (5) 域外からの要素所得(純)

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る域外との受払である。県民所得から県内純生産を差し引いて求める。

## (6) 郡民総所得(市場価格表示)

県内総生産(支出側)に域外からの要素所得(純)を加算して、県民ベースの総所 得が求められる。

# 4 付表

付表は、大島郡民所得推計における主要な項目について、更に詳細な内訳を示すものである。

## 経済活動別郡内総生産及び要素所得

経済活動別に郡内総生産の1次分配が示される。

経済活動別郡内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の郡内純生産が, 更に,生産・輸入品に課される税(控除)補助金を控除して郡内要素所得が得られる。 郡内要素所得は,雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

	経済活動の種類	産 出 額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
		1	2	3 = 1 - 2
1	農林水産業			
2	鉱業			
3	製造業			
4	電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
5	建設業			
6	卸売・小売業			
7	運輸・郵便業			
8	宿泊・飲食サービス業			
9	情報通信業			
10	金融・保険業			
11	不動産業			
12	専門・科学技術、業務支援サービス業			
13	公務			
14	教育			
15	保健衛生•社会事業			
16	その他のサービス			
	小 計			
輸フ				
(控	空除)総資本形成に係る消費税			
	合 計			
( ]	手掲)			
市場	是生産者			
一般	设政府			
対家	会計民間非営利団体			
	小 計			

固定資本減耗	県内純生産 (生産者価格表示)	生産・輸入品に課される税(控除)補助金	県内要素所得	県内雇用者 報 酬	営業余剰・ 混合所得
4	5 = 3 - 4	6	7 = 5 - 6	8	9 = 7 - 8

<sup>※</sup> 以上で示した分類は、2015年(平成27年)基準における経済活動分類である。

## (参考)大島郡民所得推計報告書一覧表

報告書年度	報告書名	発行年月	収録期間	推計機関	備考
(\$29~\$41は暦年)	昭	——— 和28年12月	奄美群島日本復	复帰	
					昭和28.12 推計開始
昭和29年	鹿児島県大島郡民所得	昭和31.3	昭和28~昭和29年	総務部統計課	生産郡民所得(郡内純生産)
30年	鹿児島県大島郡民所得	昭和31.12	昭和28~昭和30年	総務部統計課	
31年	鹿児島県大島郡民所得	昭和33.3	昭和28~昭和31年	総務部統計課	
32年	鹿児島県大島郡民所得調査	昭和34.3	昭和28~昭和32年	総務部統計課	郡民分配所得,郡民個人所得 (推計項目追加)
33年	大島郡民所得調査報告書	昭和35.2	昭和28~昭和33年	総務部統計課	郡民個人支出 (推計項目追加)
34年	大島郡民所得推計結果報告書	昭和36.3	昭和28~昭和34年	総務部統計課	昭和34年郡民経済計算(試算)
35年	大島郡民所得推計結果報告書	昭和37.3	昭和28~昭和35年	総務部統計課	昭和35年郡民経済計算 (生産・分配・支出)
36年	大島郡民所得推計結果報告書	昭和38.3	昭和29~昭和36年	大島 支 庁	
37年	大島郡民所得推計結果報告書	昭和39.3	昭和29~昭和37年	大島 支庁	
38年	大島郡民所得推計結果報告書	昭和40.3	昭和29~昭和38年	大島 支庁	
39年	大島郡民所得推計報告書	昭和41.3	昭和29~昭和39年	大島 支 庁	
40年	大島郡民所得推計報告書	昭和42.3	昭和29~昭和40年	大島 支 庁	
41年	大島郡民所得推計報告書	昭和43.3	昭和39~昭和41年	大島 支 庁	
42年度	大島郡民所得推計報告書	昭和44.3	昭和41~昭和42年度	大島 支庁	
43年度	大島郡民所得推計報告書	昭和45.3	昭和42~昭和43年度	大島 支庁	
44年度	大島郡民所得推計報告書	昭和46.3	昭和43~昭和44年度	大島 支庁	
45年度	大島郡民所得推計報告書	昭和47.3	昭和41~昭和45年度	大島 支庁	
46年度	大島郡民所得推計報告書	昭和48.3	昭和41~昭和46年度	大島 支庁	
47年度	大島郡民所得推計報告書	昭和49.3	昭和42~昭和47年度	大島 支庁	
48年度	大島郡民所得推計報告書	昭和50.3	昭和41~昭和48年度	企画部統計課	
49年度	大島郡民所得推計報告書	昭和51.3	昭和42~昭和49年度	企画部統計課	
50年度	大島郡民所得推計報告書	昭和52.3	昭和43~昭和50年度	企画部統計課	
51年度	大島郡民所得推計報告書	昭和53.3	昭和44~昭和51年度	企画部統計課	
52年度	大島郡民所得推計報告書	昭和54.3	昭和45~昭和52年度	企画部統計課	
53年度	大島郡民所得推計報告書	昭和55.8	昭和50~昭和53年度	企画部統計調査課	
54年度	大島郡民所得推計報告書	昭和56.9	昭和50~昭和54年度	企画部情報統計課	デフレーター(参考値として計上)
55年度	大島郡民所得推計報告書	昭和58.2	昭和50~昭和55年度	企 画 部 情 報 統 計 課	デフレーター基準年:昭和50暦年
56年度	大島郡民所得推計報告書	昭和59.1	昭和50~昭和56年度	企画部情報統計課	デフレーター(固定基準年方式)
57年度	大島郡民所得推計報告書	昭和60.2	昭和51~昭和57年度	企画部情報統計課	デフレーター基準年:昭和50暦年
58年度	大島郡民所得推計報告書	昭和61.1	昭和53~昭和58年度	企画部情報統計課	
59年度	大島郡民所得推計報告書	昭和62.3	昭和54~昭和59年度	企画部統計課	
60年度	大島郡民所得推計報告書	昭和63.3	昭和50~昭和60年度	企画部統計課	
61年度	大島郡民所得推計報告書	平成元.3	昭和56~昭和61年度	企画部統計課	
62年度	大島郡民所得推計報告書	平成 2.3	昭和57~昭和62年度	企画部統計課	
63年度	大島郡民所得推計報告書	平成 3.3	昭和58~昭和63年度	企画部統計課	

報告書年度	報告書名	発行年月	収録期間	推計機関	
平成元年度	大島郡民所得推計報告書	平成 4.3	昭和59~平成元年度	企画部統計課	基準改定 デフレーター基準年:昭和60暦年
2年度	大島郡民所得推計報告書	平成 5.3	昭和60~平成 2年度	企 画 部 統 計 課	
3年度	大島郡民所得推計報告書	平成 6.3	昭和61~平成 3年度	企画部統計課	
4 年度	大島郡民所得推計報告書	平成 7.3	昭和62~平成 4年度	企 画 部 統 計 課	
5年度	大島郡民所得推計報告書	平成 8.3	昭和63~平成 5年度	企 画 部 統 計 課	
6年度	大島郡民所得推計報告書	平成 9.3	平成元~平成 6年度	企画部統計課	
7年度	大島郡民所得推計報告書	平成10.3	平成元~平成 7年度	企画部統計課	基準改定 デフレ-タ-基準年:平成2暦年
8年度	大島郡民所得推計報告書	平成11.3	平成元~平成 8年度	企 画 部 統 計 課	
9年度	大島郡民所得推計報告書	平成12.3	昭和60~平成 9年度	企 画 部 統 計 課	
10年度	大島郡民所得推計報告書	平成13.3	昭和60~平成10年度	企 画 部 統 計 課	
11年度	大島郡民所得推計報告書	平成14.3	昭和60~平成11年度	企画部統計課	
11年度	大島郡民所得推計報告書	平成14.7	昭和50~平成11年度	企 画 部 統 計 課	68SNA方式最終版
12年度	大島郡民所得推計報告書	平成15.3	平成2~平成12年度	企 画 部 統 計 課	基準改定 デフレーター (連鎖方式)
13年度	大島郡民所得推計報告書	平成16.3	平成2~平成13年度	企画部統計課	デフレ-タ-参照年:平成7暦年
14年度	大島郡民所得推計報告書	平成17.3	平成2~平成14年度	企 画 部 統 計 課	
15年度	大島郡民所得推計報告書	平成18.3	平成2~平成15年度	企 画 部 統 計 課	
16年度	大島郡民所得推計報告書	平成19.3	平成8~平成16年度	企 画 部 統 計 課	基準改定 デフレ-タ-参照年:平成12暦年
17年度	大島郡民所得推計報告書	平成20.3	平成8~平成17年度	企 画 部 統 計 課	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
18年度	大島郡民所得推計報告書	平成21.3	平成8~平成18年度	企 画 部 統 計 課	
19年度	大島郡民所得推計報告書	平成22.2	平成8~平成19年度	企画部統計課	
20年度	大島郡民所得推計報告書	平成23.2	平成8~平成20年度	企画部統計課	
21年度	大島郡民所得推計報告書	平成24.2	平成8~平成21年度	企画部統計課	
22年度	大島郡民所得推計報告書	平成25.3	平成13~平成22年度	企 画 部 統 計 課	基準改定 デフレ-タ-参照年:平成17暦年
23年度	大島郡民所得推計報告書	平成26.3	平成13~平成23年度	企 画 部 統 計 課	7,70 / 2mm - 1 1% (1) life
24年度	大島郡民所得推計報告書	平成27.3	平成13~平成24年度	企 画 部 統 計 課	
25年度	大島郡民所得推計報告書	平成28.3	平成13~平成25年度	企画部統計課	
26年度	大島郡民所得推計報告書	平成29.2	平成13~平成26年度	企画部統計課	
27年度	大島郡民所得推計報告書	平成30.3	平成18~平成27年度	企 画 部 統 計 課	基準改定 デフレ-タ-参照年:平成23暦年
28年度	大島郡民所得推計報告書	令和元. 10	平成18~平成28年度	企画部統計課	, ノレーター参照中、干成の原平
29年度	大島郡民所得推計報告書	令和 2.3	平成18~平成29年度	企 画 部 統 計 課	
30年度	大島郡民所得推計報告書	令和3.3	平成18~平成30年度	企画部統計課	
令和元年度	大島郡民所得推計報告書	令和4.3	平成23~令和元年度	総合政策部統計課	基準改定 デフレ-タ-参照年:平成27暦年
2年度	大島郡民所得推計報告書	令和 5 . 4	平成23~令和2年度	総合政策部統計課	, , レ ノ 多無牛・干瓜4/旧牛
3年度	大島郡民所得推計報告書	令和 6.3	平成23~令和3年度	総合政策部統計課	
		l	l		

<sup>(</sup>注1) 基準改定とは、「産業連関表」、「国勢調査」 「経済センサス(基礎調査、活動調査)」、「住宅・土地統計」など経済・社会の構造を把握するため、約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計するものである。基準改定においては、反映する「産業連関表」の対象年を「基準年」と呼ぶ。名目値と実質値の価格を動分を調整する指標をデフレーターといい、実質化には、「固定基準年方式」と「連鎖方式」の2つの手法がある。名目値と実質値の価格を動分を調整する指標をデフレーターといい、実質化には、「固定基準年方式」と「連鎖方式」の2つの手法がある。デフレーターは、平成11年度以降は「運動方式」によるものである。固定基準年方式 : ある年本単年とし、基準年の価格体系での一種不多で、上述の価格を評価する方法。基準年においては名目値=実質値(デフレーター=100)となる。連鎖方式「暗中を基準年とし、毎年毎年の積み重ねで接続していく方法。連鎖方式では、デフレーター=100となる実質値の基準となる年を参照年と呼ぶ。

# 令和3年度 大島郡民所得推計報告書

令和6年3月 発行

発行 鹿児島県総合政策部統計課企画分析係

 $\mp$  8 9 0 - 8 5 7 7

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL:099-286-2476 (直通)